

出会い系サイトで勧められた儲け話？信じないで！

パソコンや携帯電話による出会い系サイトに関する相談が後を絶ちません。特に30～50歳代の相談割合が増加傾向にあるほか、契約金額も上昇傾向にあります。最近では「金銭を支援する」など利益を得られるとうたう勧誘文句につられて高額なポイント代を支払ってしまったという相談が目立ちます。

事例 1

携帯に副業サイトからのメールが届き、収入が得られればと思い、メールを開くと出会い系サイトだった。「最初は無料」とあり何気なくやり取りをしていたが、相談に乗ってくれたら金銭面の援助をされると言われ信じてしまった。サイトから、相手とメールするために必要と言われ、指示されるままポイントを購入して、何度も相手方に個人情報を送信したがいずれもうまくいかない。後で返金されるからという言葉で鵜呑みにしてポイントを購入するために、合計40万円ほど振り込んだ。(55歳 女性)

事例 2

出会い系サイトで知り合った人の「1千万円をあげる」という言葉信じ、手続きに必要だと言われクレジットや現金で100万円分ポイントを購入した。最初はおかしな話だと思っていたが、ついムキになってしまった。だまされたと思う。(65歳 男性)

事例 3

雑誌に掲載されていたサイトにアクセスしたところ、女性と付き合うことができればその女性から高額な報酬が得られると勧誘された。請求されるままポイントを使い女性と会う段取りをしたが、いつまでたっても会えない。借金して78万円を支払ったが詐欺サイトではないかと思う。(50歳 男性)

アドバイス

たとえ最初は無料と書かれていても、メールのやり取りには料金がかかることが一般的です。気づかないうちに高額なポイント代が発生してしまう場合もあります。また、携帯やパソコンを利用することから、相手の顔が見えないため「うそ」や「なりすまし」が簡単にできます。しかし、それがうそだと証明することは難しく、一度支払ったお金を取り戻すことは非常に困難です。怪しいと思ったら交換したメールを保存した上、すぐにお住まいの市町村などの消費生活相談窓口へご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

(H24. 7. 24 岐阜新聞掲載)

出会い系サイトに関する年度別年代別相談割合(平成21～23年度)

